

平成29年度 第3回安城市市民参加推進評価会議 会議録(案)

日時：平成30年3月9日(金)午前10時～正午

場所：安城市役所 第10会議室

出席委員：荻野委員、杉浦委員、小島委員、吉村委員、昇委員、岩井委員、
小森委員、神谷委員、川澄委員

事務局：三星部長、牧課長、澤田課長補佐、満島（記）、神尾、太田

欠席委員：石原委員

傍聴者：なし

典礼：

ただいまから平成29年度第3回市民参加推進評価会議を開催いたします。
会議開催にあたり、市民憲章の唱和を行いますので、ご起立をお願いします。

(市民憲章の唱和)

典礼：

ありがとうございました。ご着席ください。
それでは、始めに岩井会長よりごあいさつをお願いします。

会長：

改めまして、皆さんこんにちは。皆様には、評価シートについて真摯に評価いただきましてありがとうございます。ようやく皆様方の評価をもとに評価会議としての意見をまとめまして、報告書を作成していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

典礼：

それでは、議題に移ります。ここからの進行は、会長をお願いします。

会長：

それでは、次第に沿って進行させていただきます。
議題（1）「市民参加対象事項の評価について」事務局説明をお願いします。

事務局：

〈平成30年度市民参加対象事項（予定）No.1～3を説明〉

会長：

ありがとうございました。ただいまの説明に対してご意見、あるいはご自身の評価を変更される方がございましたら、発言をお願いします。

委員：

資料2 No.1「第2次多文化共生プラン」についてお聞きします。私の周りには外国籍の方がいます。安城市民の中で外国の国籍の方がどの程度いるのでしょうか。

市民協働課長：

2月1日現在、約18万8000人のうち6800人(3.48%)となっています。これまでと比べると定住する方・永住される方の割合が増えてきている状況です。このようなことを念頭にこのプランを作成しています。

会長：

国籍の内訳はわかりますか。

市民協働課長：

6800人のうち上からブラジルが約2100人、フィリピン約1900人、中国が1000人ぐらいです。

会長：

ブラジルとフィリピンの方が多いということですね。

市民協働課長：

そういうことです。また、ベトナムの方が急に今、増え出しています。

委員：

昨年、観光庁の発表によりますと、平成29年に訪日の外国人は2890万人。そのうち中国の方が640万人。今、対外国人との共生の中で、特に訪日外国人に対する行政及び市民の対応がこれからもどんどん増えていきます。2020年の東京オリンピックには恐らく4000万人近い訪日外国人が増えてくると思います。

また市内においてはまだ顕著ではありませんが、民泊の問題も顕著化してきます。その辺の調整、あるいは行政の取り組みについて、今の時点でわかる内容があればお願いします。

市民協働課長：

その件について、市長から指示が出ており、今、調査をしています。心配されるのは、民泊に外国人の方が来られ、騒いだ時の騒音等をどうするのかというところです。

我々が調べた範囲では、民泊はそれをやる事業者にいろんな法的な責任、周知その管理指導等が義務づけられています。しかし、それができない場合は取り消しのみで罰金規定はありません。

大都市の例を見ると、問題が起きた時、本人や事業者では対処できず、警察に出動いただき何とか納めたという状況が起きているそうです。それを今、安城市で考えてみると、東京オリンピックは会場がありませんが、市として心配しているのは、ラグビーの世界カップの会場が豊田市になった場合、安城に

来るのかどうかです。

そうなった場合、どこが担当なのかが決まっています。国の担当は、厚生労働省のため、市へのパイプは健康推進課となりますが、多文化担当の市民協働課ではないのかなどと思いつつ、まずは担当課を決め、各課の連携がとれるような準備を今からしていくといいのではないかと考えている状況です。

会長：

ありがとうございます。本日は、評価について進めさせていただきますので、評価について関連することをご質問いただけたらと思います。

委員：

資料2 No.3 の意見として、「ワークショップを開催すべき」とありますが、多分これは平成 30 年に実施しなければ意味がないと思います。この段階でこういう意見を出した時、行政としてほぼ予算が決まってる時に、ワークショップを追加でやるのが実施可能なかどうかを確認したい。

市民協働課長補佐：

ご指摘いただいたように、確かにこの時期平成 30 年度の予算についてほぼ固まるところです。予算の無い中で実施するのは、なかなか難しい部分がありますが、ワークショップのやり方次第ではないかと思えます。確かに外部のコンサル等に委託をかけてワークショップやるとなると予算の措置が必要だと思えますが、職員がファシリテーターをやる等の工夫の仕方によっては、やれなくもないのかなと考えられます。確かにお金がかかるものを来年度やろうとすると少し難しい部分があるかもしれません。

委員：

今の意見についてですが、意見をこの評価会議の意見として出すのか、この評価会議の中である委員が出した意見として出すのかによって扱い方も違うと思えます。

これは、広く知ってもらうほうが良いため、別に評価会議としての意見ではなく、この評価会議の審議の中で、各委員から出た意見を参考までに付記しますというような形で意見を扱うとよいと思えます。

会長：

事務局いかがですか。

市民協働課長補佐：

ありがとうございます。確かに評価会議としての意見としてもなかなかそれを実行させるような強制力があるものではありませんので、極力この評価会議のような外部の方からこのようなご意見が出たことを伝え、事務局としても担当課が前向きに取り組んでいただけるような形で伝えていきたいと思えます。

会長：

ありがとうございます。検討をお願いします。

今までNo.1～3 まで説明いただきましたが、皆さんの中で、ご自身の評価を変えられる方はいませんか。

それでは、No.1～3 までではよろしいですか。

次に、No.4～6 までの説明をお願いします。

事務局：

〈平成30年度市民参加対象事項（予定）No.4～6を説明〉

会長：

それではNo.4～6 について、ご意見等ありましたらお願いします。

委員：

資料2 No.6「中心市街地にぎわいづくりビジョンの策定」の意見で、「ワークショップの公開」のところは、公開となったのでいいのですが、参加者を公募するかどうかというところ、公開というのは公募をするという前提で、公開ってという意味に含めていいのですか。

市民協働課長補佐：

この資料からは読み取れませんが、公募も予定しており、また、中心市街地なので、関係のある団体や、特に必要として参加いただく方もみえるという話を聞いています。

委員：

20人というのが、少ないと感じます。充て職等の関係者入れると、一般の市民が何人参加できるのですかという話になります。公開で公募というのは、いいと思いますが、20人というのが少ないと感じます。なるべく多くの市民の人が公募で参加できるようにしていただきたい。

市民協働課長補佐：

はい。それは要望事項として意見ですね。

委員：

はい。

会長：

ほかにございますか。

委員：

資料2 No.4「第2次健康日本21安城計画の中間評価及び改正版策定」の、審議会の委員の構成ですが、委員の男女の比率で男性が多くて女性が少なくなっています。実際子育ては、女性にウェイトが多くかかっていますから、男女比率を半々にしてほしいと思います。特に若くて小さいお子さん持ってみ

える女性が、参加できる機会を与えていただけたらということで意見をしました。

市民協働課長補佐：

資料2 6 ページに市民参加推進全般に関する意見に、先ほど意見のありました女性の登用率や公募を増やしたほうが良いという意見を記載させていただいています。

特に女性に関しては、男女の比率については、共同参画推進条例の14条の2項の規定により、男女の委員の数が著しく不均衡かことがないよう努めるものとするというのが条例の中でもうたわれていますので、私どもも、各課に働きかけをし、協力をお願いしていきます。

会長：

よろしいですか。ありがとうございました。

評価を変えたい場合は後でも結構ですが、ご検討をお願いします。

ご意見が無いようですので、No.7~10の説明を事務局をお願いします。

事務局：

〈平成30年度市民参加対象事項（予定）No.7~10を説明〉

会長：

それでは、No.7~10の説明いただきました。質問等ございましたらお願いいたします。

委員：

資料2 No.8「緑の基本計画の改定」ですが、せっかく基本計画を改定するので、ぜひその中で検討していただきたいことがあります。ここでは市として様々な計画を策定する時の市民の意見を反映させるということを審議していますが、もう一つの大事な側面として市民が参加してまちをつくるという側面があります。

具体的に言いますと、これは欧米で始まり日本でも導入しているところが幾つかあります。そもそも街路樹を何にするか、例えばケヤキにするのか、イチョウにするのかを市民と議論しておく、その後のメンテナンスで市民の力が借りやすくなります。落葉樹は手間暇かかりますが、それを市民の協力でやってるまちが欧米にはたくさん、日本でもそういうことをやり始めたところがあります。

しかし、国立市では、落葉樹を植えると、市民から掃除が大変との理由で、落葉樹から常緑樹にした地区もあります。

要するにそのPlanとDoの整理です。Planの段階で計画を策定する時に、市民の声を反映するだけでなく、普通の場合はその後のメンテナンスはすべて行政が税金を使い業者に委託し、剪定や落ち葉の清掃をしますが、Planの段階から入り、自分達が落葉樹に決めたら、Doの段階（メンテナンス）で行政が呼びかけて自分の家の前ぐらい、あるいは自分のまちぐらいは町内会でやるということが欧米で始まり、日本でもやっているところがあります。

樹木は少し難しいですが花でしたらやりやすいのではないのでしょうか。例えば東京駅の八重洲口では、NPOが管理しています。そのNPOには、町内会や企業も入っています。まず「花植隊（はなうえた

い)」というのがあり、その花のお金を負担します。これは企業が多い。次は、「水やり隊」というのがあり、水の管理をします。これらを上手に調整し、税金を使わずに実施しています。当然、何を植えるかというところから市民参画しなければなりません。中央区役所が勝手にパンジーを植えておいて、市民に水をやって欲しいというのは無理です。「何を植えたらこのまちにとって1番いいのだろうか」ということを議論し、パンジーならパンジーと決め、そのお金は企業が負担し、「水やりはどうしよう」というと、「私がやる」という形でやっていく。この様に緑の基本計画を議論してもらいたいです。

一度には無理だと思いますが、まずは、街路樹はここがモデル地区、花の場合はここがモデル地区という形で、まずはその先進事例を安城市の中で幾つかつくり、それを5年後10年後には安城市の3割、5割。やがては安城市全体という様に広げ、市役所と市民が一体となってまちをつくっていく。これは緑だけに留まりません。

ごみ焼却場をどこに造り、どのように管理するのは、難しいが、このようなきれいな公園や緑等の分野で市民と行政が協働してパートナーシップでやっていくのに、やりやすい事例です。現に日本でも、既にやっている事例はたくさんありますので、それをぜひこの基本計画に入れてもらい、今度具体的にどこの地区で始め、じわじわと広げていってほしい。別に緑だけではなく、福祉・教育・まちづくり等いろいろなところでできるのではないのでしょうか。緑は反対者があまりいないので、非常にやりやすいです。まず緑での市民が意見を言うだけではだめです。市民と一緒に汗をかいてまちをつくるということが大事な次のステップ。その恰好のモデルがこの緑の基本計画。まず計画の中に入れていただいて、モデル地区をいくつか抽出し、それを徐々に広げていくということをお願いしていくといいと思います。

会長：

ありがとうございました。

委員：

緑の話が出たので発言させていただきます。安城市は結構早くから街路樹の落葉する前に剪定をしていると感じます。それは多分、市民が落ち葉は困るという苦情が入るからだと思います。今、昇先生からの話を聞いていると、例えば20人にいるうちの1人が言うと、切ってしまうということになるだと思います。だから、まちで話し合いをして「いやだ」と思う人もいても、皆が「きれいにした方がいい」と自分たちで決めたのだという形になれば、1本の電話だけで切ることはなくなるのではないかと思います。

委員：

仙台市の青葉通りはとてもきれいです。夏に行くと、道路の両方のケヤキが空を覆っているため涼しい。それができるのは、市民の意識です。反対することはいいですよ。でも、市民で議論し、ケヤキを保存するために、地下鉄の路線を曲げたのです。もともとは、地下鉄の路線のため、ケヤキを伐採する予定でしたが、市民が反対し地下鉄の路線の方を変更したのです。仙台市はケヤキの木の保存がきっかけで市民参加がかなり進んでいます。

今言われたように、1人2人の反対の意見で切るのではなく、その地区の人で議論し、比較多数でどうするかを決めてやっていくのが自由民主主義です。これには、手間暇がかかるのでそれをやらずに、クレームを言われると切ってしまうのです。

しかし、それは本来の姿ではありません。だからまさに自由民主主義の実験の場所なのです。そのような時に、ごみ焼却場や原子力発電所のようないろいろまたがるものはなかなか難しいのですが、緑や公園は割とやりやすいのです。ここで1回成功体験を持つと、じわじわと物事を決める過程において、みんなで集まって議論し、「このような意見のほうがいいですね」という形で、物事を決めていくという雰囲気になりがちです。

それやらない限りは、少数のクレームがあると、そのクレームに答える形で市が対応するということが実際に行われています。それは決して比較多数の意見ではありません。現実にはそういうことは起こっているそうです。

それを防ぐのは、圧力・圧制でやるのではなく、議論をし、その中でおのずと比較多数のこれはこうなのだなということ、意見をまとめていくという過程が必要なのです。議会や市長だけでなく、比較多数の市民がそういう経験をしたときに、自由民主主義というのは、今後の市民参加のまちづくり、抽象的に市民参加のまちづくりと言っても具体的になかなかならない。やはり実際に市民に経験してもらい、頭ではなく、府に落ちるっていう経験をすると強いのです。そういうまちは、どんな問題でもそういうプロセスを経て物事を決める事になる。それをやっていると、建前として市長さんが一所懸命市民参加と言っても、少数意見のクレマーの意見で物事を決めてしまうまちなりがちです。布石として第一歩として非常に大事なことです。ぜひお願いしたい。

会長：

大変貴重なご意見いただきありがとうございました。

市民協働課長補佐：

今、昇先生や荻野委員からいただいた意見を個別の緑の基本計画のところの意見にも少し入れつつ、全般的なその市民参加の考え方というか、まちづくりをしていく上で重要な話でもありますので、全般意見の方にも少し整理をし、入れ込んでいきたいと思えます。

また、修正したものは事前にお送りし、チェックをいただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

会長：

はい、ありがとうございました。対象事項の緑の基本計画の改訂については、今のご意見等、意見ということで、少し入れていただき、もう一つ大きな問題として、市民参加の推進全般に関するご意見にも入れていただくということですね。

市民協働課長補佐：

はい。

会長：

事務局の方にお任せしますのでよろしくお願ひしたいと思えます。ほかにご覧いただけますか。

委員：

今の緑の基本計画の改定の中に、委員の構成内容内訳というのがございます。その中で、公募市民が1人となっています。私もいろいろな団体に属しており、街路樹愛護会を昭和59年からずっとやっています。街路樹・公園の愛護会が約52団体あります。その実施団体である市民をぜひこの中に加えてほしい。

会長：はい。

ほかにご意見ございますか。

無いようですのでNo.11からの説明を事務局お願いします。

事務局：

〈平成30年度市民参加対象事項（予定）No.11～13を説明〉

市民協働課長補佐：

今から、評価結果のまとめの作業のお願いをしたいと思います。

〈前回までの評価の決め方以下のとおり説明〉

- ① 5点以下で（3点・2点・5点）の場合は、一番票数の多い評価とする。
- ② 隣り合う評価が同数（4点・4点・2点）の場合は、厳しい評価とする。
- ③ 両端が同数（5点・0点・5点）の場合は、協議の上決定する。

ここで、皆さんに検討していただきたい事項があります。

No.11「西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業の変更」、No.12「西三河都市計画事業安城南明治第2土地区画整理事業換地計画の策定」の評価にばらつきがあります。この2つは、基本的に同じような性質の計画であり、審議会と計画の縦覧という同じ市民参加の方法で策定するというものです。皆さんに事前に評価いただいたものと見ると、No.11については、△ですので、「おおむね十分」となっています。一方No.12に関しては、

- (1) 組み合わせで十分かについても「十分です」。
- (2) 回数を十分かについても「おおむね十分」
- (3) 工夫をしているかというものに関しては、「工夫している」

という回答となっています。同じような策定の仕方ですが、評価にバラツキが出ています。このようなことも踏まえて、今、説明を聞いたうえで評価の変更が可能ならどうなのかお聞かせください。

委員：

私は両方とも全部×でしたが、今話を聞いて全部○にしてください。

市民協働課長：

もう少し補足させていただくと、この2つの計画は同じ区画整理事業の法で定められた、要は決められたことを粛々とやっている計画です。これに対し、先に説明した計画は、定められていないのに、ワークショップなどいろいろな取り組みをしますというものです。両者を比べると、この2つは、やらなくてはならないと定められたことだけを粛々とやっているのに点数が良く、一生懸命頑張りますと必要以

上のことに取り組む計画の点数が悪く、評価が逆転しているように見えます。慣れた職員から見ると、決められた事をやっていくのは当たり前で、どうしていい点数がつくのかと感じます。これに比べると他の計画策定では、積極的にワークショップなどを行っている。ワークショップというのは、すごくエネルギーが必要です。苦勞してワークショップなどを実施する計画が意外と評価が厳しい点について、同じ事務をする職員として意見を言わせていただきました。

委員：

今の話ですが、逆に我々から見ると、No.11、12 は法律で定められているので、これ以上とかこれ以下とか意見が言えません。公開情報でも結局はそういうことはできないですねという話になってしまいます。工夫のしようがないから逆に言うと、悪い評価ができないという話なのです。ほかの計画は、裁量がある分、もっと工夫できるのではないかという意味で、この評価なのです。ここが努力しているかどうかは別問題なのです。要するに、法律で定められた枠で縛られてるからこれ以上工夫ができないでしょうということです。

市民協働課長：

だとしたら、せめてNo.11、12 は全く同じことをやっていますので、基本的に同じ評価になるのが順当であると思います。

市民協働課長補佐：

以上の理屈で、No.11、12 は同じ評価になるのが一般的です。杉浦委員と川澄委員の評価にばらつきがありますので、今の説明をお聞きいただいた上で、変更はあるかどうかお聞きしたいところです。ほかの委員の方は全てNo.11、12 は同じ評価をいただいていたので、同じ評価に変更はされますか。ただし、ここは強制するものではありませんし、委員の皆様の自己評価です。そのあたり、いかがでしょうか。

委員：

別なものだと思っていましたので、合わせていただいて、すべて○の評価にしてください。

市民協働課長補佐：

それでは、川澄委員については、全て○の評価に変更します。

委員：

これは、旧建設省、今の国土交通省がやってる事業です。はっきり言って国土交通省は、市民参加について熱心ではありません。これだけはやりなさいという、国からの校則ですが、これ以外にもやっていいのです。これでワークショップやアンケート調査、ヒアリング調査をやってもよい。しかし、建設省関係、国土交通省はそのようなことは一切やらない。とにかく最低のことだけやってるとというのが基本的に建設省、国土交通省のスタンス。それを県も市も継承しています。文化がそういう文化なのです。だから市民参加については、国土交通省は非常に不熱心なのです。その関係で県の土木部、それから土木都市計画サイドも法律で決められた最低限のことしかやりません。そういう文化のところなのです。

だからここでやってることで、いちいちワークショップやアンケートまでやる必要はないかと思っ
ていますが、別にこれ以外のことをしてはいけないということでは決してありません。やれるのに、全然そ
のようなことにチャレンジしてないので、私は非常に低く評価しています。合法は合法ですよ。ただし、
管轄省庁がそのようなところだから、それだけやればよいという文化。だから、そこは、建設省、国土交
通省がそういうスタンスで臨んでるからそれに倣ってやってるから、それでいいのだという評価もある
かと思います。私なんか別に県・省庁の言うとおりにやらなくても、なんでも自由にできることがあるの
にやらないというのは、どうなのだろうということで、低めにつけています。これは別に両方あり得るこ
とで、絶対どちらかに決めなければならないというものではありません。

委員：

一つは、土地区画整理法の絡みがあるという話をいただきました。この審議会の委員については、やは
り常に家庭を守っている女性の方を加えるなど、審議会の委員の構成を若干変えられたらいいのではな
いかと意見を記入しました。そこで、No.11、12 の評価を「おおむね十分」に変更したいと思いま
す。

市民協働課長補佐：

杉浦委員の評価を△に、この場で変更させていただきます。
もし、今まで説明や、他の委員の方からの意見を踏まえて変更される方がみえましたら、お願いします。

市民協働課長補佐：

ここでもう1点だけ皆様のご意見をお聞きしたいと思えます。No.13「教育基本計画の策定」につい
てです。この(1)の評価が高いのですが、このあたりを改めて委員の皆様に確認させてください。

委員：

No.1の(1)は5点、5点、0点で△の評価です。No.13(1)は5点、4点、1点で○の評価なのは、
おかしいのではないかということです。何となく矛盾してるように思うのです。

会長：

決め方がそうなのですね。
同数は厳しい評価にすとなってるからですね。

委員：

それでは、私の評価を×から△に変更します。

〈評価の結果〉※網掛け欄が、本会議で定めた評価の決め方に基づき本会議の評価とするもの。

No.	対象事項	基準	計		
			○	△	×
1	第2次安城市多文化共生プランの策定	(1)	5	5	0
		(2)	5	5	0
		(3)	3	7	0
2	第4次安城市地域福祉計画の策定	(1)	4	6	0
		(2)	4	6	0
		(3)	2	8	0
3	安城市子ども・子育て支援事業計画の策定	(1)	2	5	3
		(2)	1	6	3
		(3)	3	6	1
4	第2次健康日本21安城計画の中間評価及び改訂版策定	(1)	4	6	0
		(2)	3	7	0
		(3)	3	6	1
5	地域自殺対策計画の策定	(1)	1	3	6
		(2)	2	2	6
		(3)	1	3	6
6	中心市街地にぎわいづくりビジョンの策定	(1)	2	4	4
		(2)	2	4	4
		(3)	3	3	4
7	第3次安城市都市計画マスタープランの策定	(1)	3	6	1
		(2)	4	5	1
		(3)	2	6	2
8	緑の基本計画の改定	(1)	1	7	2
		(2)	2	6	2
		(3)	1	6	3
9	南明治第1土地区画整理事業2号公園実施設計	(1)	3	6	1
		(2)	3	7	0
		(3)	2	8	0
10	公園リニューアル実施設計	(1)	4	5	1
		(2)	4	6	0
		(3)	3	7	0
11	西三河都市計画事業安城南明治第一土地区画整理事業計画の変更	(1)	6	4	0
		(2)	5	4	1
		(3)	5	4	1
12	西三河都市計画事業安城南明治第二土地区画整理事業換地計画の策定	(1)	6	4	0
		(2)	5	4	1
		(3)	5	4	1
13	安城市教育振興基本計画の策定	(1)	5	5	0
		(2)	3	5	2
		(3)	2	6	2

会長：

最終評価が決まりましたが、これについてご意見ございますか。

いろいろご意見いただきましたので、この数値を本会議の評価結果とさせていただいて報告させていただくということよろしいでしょうか。

委員：

〈了承〉

会長：

了承いただきましたので、この通り決定させていただきたいと思います。

続きまして、議題の2の市民参考求めない事項について、事務局説明をお願いします。

事務局：

〈資料4：平成30年度に予定している対象事項のうち市民参加を求めない事項を説明〉

会長：

今の説明につきましてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

了承していただいたものとみなして進めさせていただきたいと思います。

議題の3対象事項以外の事項への市民参加について、事務局説明をお願いします。

〈資料5：平成30年度に予定している対象事項以外の市民参加（審議会等）

資料6：平成30年度に予定している対象事項以外の市民参加（ワークショップ）

について説明〉

会長：

今の説明で、ご意見のある方はお願いします。

委員：

今の説明で、審議会等の公募委員が0人という説明で例えばですけど、37の第3次安城市生涯学習推進計画の推進を社会教育審議会でするからこういう話になるのではないか。この内容からいって、この審議に公募市民がないっていうのは、全くなじまないと思います。この計画の進捗をやる組織や公募市民が0というの、この説明ではちょっと私は個人的には納得いきません。

確かにここに書いたような他のものを見ると、この説明で確かにそうだと言えるものもありますが、そうではないものもあるような気がします。生涯学習計画に、公募市民がないっていうのは、そもそもおかしいのではないかと思います。その辺をきちんと、本当にこの一つ一つに当てはめたときに、全てがこ

れで説明できるのかっていうところを、お願いしたいっていうことを議事録にあえて残したい。

会長：

ありがとうございました。事務局、意見はありますか。

市民協働課長補佐：

はい、ありがとうございます。確かに一つずつチェックしていくと、本当に大丈夫なのかというものがあるかもしれません。ただそもそもこの計画推進を社会教育審議会でやらなければいけないのかというところの議論がされまだ十分でないのかなという意見は、ご指摘のとおりかなと思います。また、議事録に出させていただき、担当課ともまた継続して調整していきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

ありがとうございました。

会長：

議題につきましては以上で終わらせていただきたいと思います。それでは、事務局にお返しします。

市民協働課長補佐：

お手元にこのたび策定しました「市民参加を推進するためのガイドライン」を配布させていただきました。また目を通していただければと思います。目的としては、市民参加自体は特に行政がいろいろ計画・プランを策定する中で、市民に対して、市民参加の機会を保障、提供することです。やはり職員が、このようなことを意識した上で、様々な取り組みに、市民参加求めなければいけないということでその手続が載せてあります。参考までにご覧いただければと思います。

職員研修も実施し、行政としても共通な、考え方でいろんな取り組みを進めていくためのガイドラインですので、ご覧いただきまして、何かありましたらご連絡いただければと思います。

市民協働課長：

その他として、今後の予定です。次回は5月18日（金）午前10時からここ第10会議室にて平成29年度市民参加の実績報告のご審議をしていただきます。ご予約をよろしくお願いいたします。

そして本日のお礼ですが、長時間にわたり本当にありがとうございました。その結果を市長へ報告をさせていただきます、結果並びに審議会の議事録を市公式ウェブサイトへ掲載させていただきます。そして結果に意見を付けて、担当課へフィードバックをさせていただきます。委員の皆様におかれましては、各計画・プランがどこまで進んでいるか、進捗にも目を配っていただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして第3回安城市市民参加推進評価会議終了させていただきます。

どうもありがとうございました。